

## V 社会的資源

被害者支援センターは通常、長期的に対応する施設ではないので、被害者を長期間援助出来る社会資源を知っておく必要がある。

直接支援をする場合、支援者が持つ最良の資源リストとして、所属する被害者支援センターがあります。支援センターが、提供できる支援内容を充実し、被害者のニーズに応じた多様な支援が出来るようになれば、他機関と連携する意味も大きくなる。

種々の社会資源は、被害者のどのようなニーズを満たすかによって、幾つかに分類される。例えば、警察、病院、社会福祉（児童・障害・高齢）シェルター関係、法律関係機関、危機介入とカウンセリングなどである。

### 1. 概論

#### 1) 警察

現在、警察は被害者支援活動の中心的な仕事を担っており、都道府県警察をはじめ、地域の被害者支援連絡協議会の中心ともなっている。また、警備や巡回など被害者の安全を保ったり、捜査や犯人逮捕に関わる情報を提供したりすることなど、警察でなければできない支援方法を持っている。

また、都道府県警察には被害者相談窓口がすべての都道府県警察に設置されている。さらに「性犯罪」「暴力団」「少年」「悪質商法」「痴漢」「被害者のこころの痛み」などの専門的な相談窓口を開設している警察も少なくない（平成12年3月現在）。さらに、①被害者に必要な情報をまとめた「被害者の手引（殺人・傷害、レイプ、交通事故被害者等を対象）」（含外国語版）、②被害者に対する捜査情報の連絡を行う「被害者連絡制度」、③殺人・傷害の被害者に対する経済的援助のための「犯罪被害給付制度」等、組織・制度面の拡充が実施されている。

#### 2) 相談機関（児童相談所、消費者センター等）

住民サービスを主とする行政機関によって電話相談や相談窓口が数多く開設されている。その多くは、それぞれの機関の専門性を生かした相談を受け付けているので、専門的支援を受けることができるようになっている。例えば、

- ① 児童相談所：児童虐待の専門的な窓口。また、犯罪やカルト宗教被害を受けた子どもの心理相談などにも対応することが可能。
- ② 消費者センター：いわゆる「悪質商法」に関する相談に応じている。また、製品の欠陥などによって生じた損害などについての相談に応じている。
- ③ 女性センター：DV（恋人や配偶者による暴力）の被害者が主に女性であることから、相談窓口を設けるところが増えている。この他にも、女性特有の問題について相談しやすいよう、女性相談員が配置されている。
- ④ 企業などの法人による相談も行われている。例えば、自動車保険の内容や請求手続きに

については、(社)日本損害保険協会が各地に自動車保険請求相談センターを設けている。交通事故一般については、(財)交通事故紛争センター、日弁連交通事故相談センターなどがある。

これらのサービスは複数の機関で扱っているものも多いので、支援者たち自身で情報を整理し適切な紹介先を見つけられるようにしておくことが大切である。

### 3) 民間組織

#### ① 自助グループ（セルフ・ヘルプ・グループ）

被害者は周囲からの援助を受けるだけの存在ではない。同じような辛い体験をした人同士が、互いの体験を語り、感情を分かち合い、支援しあうグループのことを、自助グループと呼んでいる（病気で子どもをなくした母親同士の会、アルコール依存や薬物依存からの立ち直りをめざすグループ等なども自助グループのひとつである）。アメリカのMADD（Mothers Against Drunk Driving）も当初は、飲酒運転事故の被害者遺族の自助グループであったが、現在は飲酒運転事故撲滅のための社会的な運動も積極的に行うほど大きな活動になっている。

日本でも犯罪被害に遭った方の自助グループ、救援グループも全国に広がりを見せてきていている。同じ辛い想いをした者同士にしか分かち合えない感情や体験を共有することができる自助グループは、どのような専門家にも真似できない支援が可能なグループでもある。以下に、日本における自助グループをいくつかあげておくが、互いに会うことができる地域のグループとの関係を持つことや自助グループの設立に協力することも大切なことである。

例：全国交通事故遺族の会、北海道交通事故被害者の会、交通死被害者の会、小さな家、犯罪被害者の会、少年犯罪被害者当事者の会、Appui、など。

#### ② 民間被害者援助組織（全国被害者支援ネットワーク加盟各組織）

## 2. 各論（地域の社会資源の現状と、その利用方法について）

民間各援助組織が利用しうる社会資源の現状は、地域社会により大きく異なるものであり、この各論部分は各支援センターが、それぞれの実情に応じて記載していただきたい。

援助サービス提供者は、ある特定の状況にとって適切なのはどの資源かということを、関係機関との連携のもと、協議し、自らも学んで行かなければならない。

## 3. 個々の社会資源についての記載例

（アメリカ、アラバマ州ピマ郡の Victim Witness Program のマニュアル記載例）

### 2.1 食料とシェルター

2.11 地域食料銀行 Community Food Bank…必要としている家族に緊急のフード・ボックスを提供する。9ヶ月までの乳児には特別ボックスが入手できる。幼児用フードボックスに

は30日間の食料が入っているが、家庭用フードボックスには通常基本的に3日分の食料が入っている。注文は午前中にVWのようなリファー機関からよせられ、その日の午後に受け取り、夜のクライシス・ユニットの配給に使われる。フードボックスの配給を受けるために、一つの家族が事務所にリファーされたら、大人各人の氏名、年齢、性別、社会保障番号と、未成年の扶養家族全員の氏名、年齢、性別のリストを作成し、事務所が、彼らをフード・バンクに紹介出来るようにしなければならない。被害者がフード・ボックスを受け取ることのできる回数には制限があるので、ボックスが配達されると約束してはいけない。622-0525

.....

### 2.3 医療…病院とクリニック

2.31 大学医療センターUniversity Medical Center(UMC)、Campbell街1501N、694-0111…救急室は建物の西側にある。救急室のカンファレンス・ルームに電話があり、集中治療室の待合室にも電話がある。UMCには、協力してくれるソーシャルワーカーと精神科医のスタッフもいるので、連絡をとり、各ケースにおけるあなたの関わりの範囲について理解を得るべきである。

2.32 Davis-Monthan AFBは、救急室を1997年6月2日に閉鎖した。

2.33 Kino Community 病院、Ajo Way、294-4471…救急室は、その建物の南側にあり、電話は救急室内で使用できる。電話の使用については看護婦か看護人に許可を得ること。Kinoでは、我々が性暴力やDVのケースを扱うことの方を、病院のソーシャルワーカーが関わること以上に、望んでいる。集中治療室は南西の2階にあり、電話は家族待合室で使用できる。

.....

### 2.4 法執行機関と法律関係機関

2.41 あなたは通常、ラジオ或いは電話で通信指令係と接触することになるので、一般的には、あなたが警察の事務所に電話をかけることはめったにない。

2.42 ツーソン警察署(TPD)

2.421 コード19-W.Stone270、791-4452、791-4260、791-4611…ここはTPDの主な事務所で、24時間有人で対応している唯一の事務所である。あなたは、ここで待機している車のどれかに乗せてもらうが、それらに関する通信はこここの事務所から送られる。

2.422 コード11-パーク街4410S、791-4951…北側から駐車場に入り北西の角のビルの中に入る。あなたがフォローアップの電話コールをするのなら、説明室の電話を使用すること。チーム1はここから活動する。

## VI 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律

(通称「犯給法」、昭和 56 年施行、平成 13 年に大幅な改正により充実が図られた。)

本法は、重大な被害を受けながら何らの公的救済や損害賠償も得られない被害者に、国が給付金を支給することで、その精神的・経済的打撃の緩和を図ることを目的とする。

### ① 対象とされる犯罪被害

- ・生命又は身体を害する故意の犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の被害が対象とされる（原則として国内で生じた犯罪の被害で、加害者の犯行時の責任や責任能力の有無を問わない）。

### ② 給付金の種類と支給法

- ・給付金には、「遺族給付金」と「重傷病給付金」および「障害給付金」の三種があり、いずれも、一時金として支給される。

### ③ 遺族給付金

- ・死亡した被害者の遺族に対して支給される。
- ・支給額は、被害者が通常得ていた収入を基に、遺族の生計維持の状況を勘案し、政令で定める方式で算定される（最低額 320 万円、最高額 1,573 万円）。

### ④ 重傷病給付金

- ・著しく重大な負傷を受け又は疾病に罹患した場合に支給される（重傷病とは、療養期間が 1 月以上で、かつ、2 週間以上の入院を要する身体上の被害を指す。）。
- ・支給額は、医療費の自己負担額相当分（但し、負傷又は疾病罹患後 3 カ月経過分）とされる。

### ⑤ 障害給付金

- ・身体に障害が残った者で、障害等級第 14 級までの者に支給される。
- ・支給額は、被害者が通常得ていた収入を基に、障害の程度を基準として、政令で定める方式で算定される（障害第 1 級の場合で最低額 482 万円、最高額 1,849 万円）。

### ⑥ 給付金支給の例外規定

下記のような事情があると給付金が支給されないことがある（裁定は公安委員会）。

- ・親族の間で行われた犯罪
- ・犯罪被害の原因が被害者にもあるような場合
- ・労災保険等他の公的給付や損害賠償を受けた場合

### ⑦ その他の規定（平成 13 年の改正に伴い、次のような新たな規定が設けられた。）

- ・警察本部長等の援助の措置

警察本部長等に、犯罪被害等の早期軽減を図る措置として、必要に応じ情報提供、助言・指導、警察職員の派遣等に努めるべきことを規定。

- ・犯罪被害者等早期援助団体の指定等

都道府県公安委員会による、民間団体による被害者支援促進のための規定。

## VII 犯罪被害者への支援活動を行なう者の倫理綱領及びその解説

### 犯罪被害者への支援活動を行なう者の倫理綱領

2003年 3月 7日

全国被害者支援ネットワーク

われわれが先に定めた「犯罪被害者の権利宣言」は、犯罪被害者（犯罪により害を被った者およびその家族をいう。以下同じ）がその被害から迅速かつ適切に回復するためには、被害者の個人の尊厳に配慮した公正な支援活動が行なわれるべきであるとしている。

このような支援活動が確実に行なわれるよう、ここに全国被害者支援ネットワークに所属する組織において、犯罪被害者への支援活動を行なうすべての者が遵守すべき倫理綱領を制定することとした。

われわれは常にこの倫理綱領を遵守するとともに、これをより良いものにするよう努めなければならない。

犯罪被害者への支援活動を行なう者として、私は以下のことを必ず行ないます。

1. 犯罪被害者の法律上の権利を尊重します。
2. 犯罪被害者のプライバシーや秘密を尊重します。
3. 犯罪被害者の主体性を尊重します。
4. 犯罪被害者に理解と共感を持って対応します。
5. 犯罪被害者が被害を受けた状況の如何にかかわらず、支援活動を行ないます。
6. 同僚や協力関係にある専門家を尊敬し、よい関係を築きます。
7. 同僚や協力関係にある専門家に対する批判は、立証することが可能であり、目的が建設的である場合に限り行ないます。
8. 法律を遵守します。しかしそれが公正さを欠き、差別を助長するものである場合には、改正するために行動します。
9. 人種、民族、性別、宗教上の信仰などを理由として、犯罪被害者、同僚、協力関係にある専門家または一般人を差別しません。
10. 公式の場で意見を表明するときには、個人としての意見と、自分が所属している機関が採っている立場を明確に区別します。
11. 金銭またはその他の利益を得るために、犯罪被害者への支援活動を行なう者としての身分や地位を利用しません。
12. 同僚あるいは協力関係にある専門家が、被害者を不適切に取り扱ったり、犯罪被害者への支援活動の評価を不当に低下させた場合には、倫理面の運用に責任をもつ者に知らせます。
13. 自分、同僚、または協力関係にある専門家が支援活動を行なうに際し、障害となるような事情に気付いた場合には、倫理面の運用に責任をもつ者に知らせます。

2002年3月7日

## 「犯罪被害者への支援活動を行なう者の倫理綱領」解説

この「解説」は、「犯罪被害者への支援活動を行なう者の倫理綱領」(以下、「倫理綱領」という)の規定がきわめて簡略なものであるので、その条文等の意義や語句の意味などをより明確にするために、条文などについての公式的な解説および解釈を行なうものである。

以下の活字の小さい部分が、解説および解釈に関する部分である。

### 犯罪被害者への支援活動を行なう者の倫理綱領

2003年3月7日

全国被害者支援ネットワーク

われわれが先に定めた「犯罪被害者の権利宣言」は、犯罪被害者(犯罪により害を被った者およびその家族をいう。以下同じ)がその被害から迅速かつ適切に回復するためには、被害者の個人の尊厳に配慮した公正な支援活動が行なわれるべきであるとしている。

このような支援活動が確実に行なわれるよう、ここに全国被害者支援ネットワークに所属する組織において、犯罪被害者への支援活動を行なうすべての者が遵守すべき倫理綱領を制定することとした。

われわれは常にこの倫理綱領を遵守するとともに、これをより良いものにするよう努めなければならない。

この「前文」は、先に制定した「犯罪被害者の権利宣言」と倫理綱領との関係について触れたものであり、支援活動が正しく行なわれるためには、倫理綱領の制定とその遵守が不可欠であることを明らかにしたものである。

倫理綱領の重要性については、さまざまな文献で指摘されているところであり、諸外国の被害者支援機関の多くでは、この種の倫理綱領の制定は一般的なものとなっている。なお、この倫理綱領の準備に際しては、NOVAの倫理綱領を参照した。

この倫理綱領の準備に十分な時間を用いることができなかつたために、不完全な部分があることを否定できない。そこで、将来の改正の可能性があることについても触れることとした。

**犯罪被害者への支援活動を行なう者として、私は以下のことを必ず行ないます。**

この文章は、既に「前文」にも示されている通り、全国被害者支援ネットワークに所属する機関

において、犯罪被害者への支援活動を行なう者を対象とするものであって、他機関における支援活動までも規制しようとするものではない。したがって、同一人が他の機関において支援活動を行なう際には、必ずしもこの倫理綱領の規制を受けないことになるが、しかしその場合であっても、以下の第10項目に拘束されるものと思われる。

**1. 犯罪被害者の法律上の権利を尊重します。**

「法律上の権利」には、わが国の刑事訴訟法やいわゆる犯罪被害者保護法などに規定されている被害者保護のための諸制度、民事訴訟の提起、犯罪被害者等給付金の申請など、さまざまなもののが含まれる。法律上の被害者の権利などを尊重することは当然のことであるから、この項目を設けたものである。

**2. 犯罪被害者のプライバシーや秘密を尊重します。**

プライバシーや秘密を守ることは、支援活動の前提となるものであることから、当然の事柄を確認する意図でこの項目を設けたものである。

**3. 犯罪被害者の主体性を尊重します。**

支援に際して被害者の主体性および自己決定を尊重することは一般的となっていることから、確認のためこの項目に加えたものである。

**4. 犯罪被害者に理解と共感を持って対応します。**

ここで規定した事柄も被害者支援者の基本的な遵守事項として一般的なものとなっていることから、規定することとしたものである。

**5. 犯罪被害者が被害を受けた状況の如何にかかわらず、支援活動を行ないます。**

「被害を受けた状況」とは、いわゆる「被害者の有責性」の程度、被害者・加害者関係などを指すが、これらの言葉をあからさまに出すことを避けるために用いた表現であるために、分かりにくい点があると思われる。「状況の如何にかかわらず」支援を提供することは、民間機関としては当然のことであると考えられるところから、この項目を定めたものである。

なお、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律との関係では、いわゆる「有責な被害者」の扱いをめぐる問題が生じることもあり得るが、そのような場合には個別的に対応することとし、ここでは一般的な基本的な心構えを明らかにすることが、主たる目的である。

**6. 同僚や協力関係にある専門家を尊敬し、よい関係を築きます。**

支援活動は、各機関に所属する支援活動者、協力関係にある外部の専門家とのチームワークによって行なわれることが一般的である。したがってこれらの者の良好な関係を維持することはきわめて重要となることから、確認のためこの項目を設けたものである。

なお、「協力関係にある一般人」については触れられていないが、この規定の趣旨からは「専門家」と同様に、これらにも適用されるのが当然であると考えられる。

**7. 同僚や協力関係にある専門家に対する批判は、立証することが可能であり、目的が建設的である場合に限り行ないます。**

前項と同趣旨であるが、協力関係が損なわれた際に取るべき行動について定めたものである。

「立証することが可能であり、目的が建設的である場合に限り」の意味は、このようなことが生じないよう予防的措置を講じることがまず何より重要であるが、それにもかかわらず事態が発生したときであっても、「批判」には慎重な態度で臨むべきであることを示したものである。

また前項と同様に、「協力関係にある一般人」にも適用があると解釈するのが適当であると思われる。

**8. 法律を遵守します。しかしそれが公正さを欠き、差別を助長するものである場合には、改正するために行動します。**

この項目は、第1項目で言及した法律のみならず、全ての法律を遵守する重要性を指摘するものである。一方、民主主義社会においては、言論の自由があり、また法律は国民の代表によって構成される国会によって制定されるのであるから、被害者支援の観点から望ましくない法律の運用や制定に対して意見を表明することもまた重要なことである。

各機関あるいはネットワークにおいて意見の一一致を見たときには、その方針にしたがって行動することが期待されることになる。しかし、それに至らないときには、第10項目が適用されることになると思われる。

**9. 人種、民族、性別、宗教上の信仰などを理由として、犯罪被害者、同僚、協力関係にある専門家または一般人を差別しません。**

日本国憲法第14条の精神から、民間機関においても不合理な差別を行なってはならないことは当然のことであるから、この項目を定めたものである。なお、犯罪被害者とは、支援活動の対象者である犯罪被害者のみならず、犯罪被害者全体も含むものである。また、「同僚、協力関係にある

専門家」とは、第6項目および第7項目で論じたものを指し、「一般人」とは、支援活動上の協力関係の有無を問わず、広く一般の人を指すものである。

**10. 公式の場で意見を表明するときには、個人としての意見と、自分が所属している機関が採っている立場を明確に区別します。**

この項目の適用については、既に「前文」や第8項目の解説においても触れたが、機関としての一体性を維持することは、犯罪被害者や一般人などの信頼性を確保する点からも重要であることから、規定したものである。

**11. 金銭またはその他の利益を得るために、犯罪被害者への支援活動を行なう者としての身分や地位を利用しません。**

各機関における支援活動は無料で提供されるのが一般的であると思われるが、各機関において支援活動を行なう者が、他機関のメンバーとしてあるいは個人として支援活動や他の活動を行なう際、機関に所属して支援活動を行なう者であることを明らかにするなど、その身分や地位を利用して、金銭的利益などを得ることが行われることが無いとは言えない。そこで、この規定を設け、それを禁じることとした。

言うまでもないことであるが、支援活動に関係しない分野において、支援活動を行なう者であることの身分や地位を利用することなく、金銭上の利益を売ることを禁止するものではない。また、支援活動と関係する活動であっても、例えば支援活動に関する本などを出版し、利益を得たとしても（そのようなことは余り無いと思われるが）、禁止の対象となるものではないと思われる。しかしこの場合、第10項目の適用があることは、言うまでもない。

**12. 同僚あるいは協力関係にある専門家が、被害者を不適切に取り扱ったり、犯罪被害者への支援活動の評価を不当に低下させた場合には、倫理面の運用に責任をもつ者に知らせます。**

ここで規定したようなことがらが生じないよう、事前の教育などを徹底することが何よりも重要であるが、不幸にして発生した場合には、それを知らせることが重要であることを規定したものである。このような自浄作用が適切に機能することによって、被害者や社会の信頼を回復し、より良い支援活動が行われることになると考えられる。

なお「倫理面の運用に責任をもつ者」についてであるが、ネットワークおよびネットワークに所属する各機関においては、倫理綱領の運用に関する委員会などを設置することが期待される。

13. 自分、同僚、または協力関係にある専門家が支援活動を行なうに際し、障害となるような事情に気付いた場合には、倫理面の運用に責任をもつ者に知らせます。

前項と同様の趣旨である。望ましくない事情に気付いた場合には、放置することなく適切な対応を取ることが重要であることを指摘した規定である。「支援活動を行なうに際し、障害となるような事情」にはさまざまなものが含められ得るが、例として、精神上・身体上の故障、本人の違法行為、などを挙げることが出来よう。

「倫理面の運用に責任をもつ者」については、前項と同様である。

以上

**【執筆者】**

**山上 皓** 全国被害者支援ネットワーク 会長  
(社) 被害者支援都民センター 副理事長  
東京医科歯科大学 教授

**富田信穂** 全国被害者支援ネットワーク 副会長  
(社) いばらき被害者支援センター 副理事長  
常磐大学 教授

**大久保恵美子** (社) 被害者支援都民センター 事務局長

**関根 剛** N P O 法人紀の国被害者支援センター  
大分県立看護科学大学 講師

**阿久津照美** (社) 被害者支援都民センター 相談支援員